

## 規制改革ホットライン検討要請に対する所管官庁回答

## 【提案の具体的内容等】

- ・ 利子補給金制度（総合特区支援利子補給金、エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業費補助金、グリーンファイナンス促進利子補給金等の制度）において、金融機関が特定分野に係る企業貸付を行う際、利子補給を受けることができるが、現在、生命保険会社は支給対象となっていない。
- ・ 生命保険会社は、生命保険契約により受け入れた保険料を長期に亘る企業貸付等により運用しており、その資金は全国各地において企業の設備投資等に広く活用されている。
- ・ したがって、利子補給金制度において、補給金の支給対象に生命保険会社を加えることは、企業の資金調達手段の多様化や資金調達先の分散化に繋がり、ひいては地域経済や日本経済全体の発展に繋がるものと考えられる。
- ・ ついては、利子補給金制度における支給対象に生命保険会社を加えて頂きたい。

## 【所管官庁の検討結果】

所管官庁	制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要（対応策）
内閣府	<p>総合特区の推進に資する事業を行う事業者が金融機関から当該事業を実施するうえで必要な資金を借り入れる場合に、国が当該金融機関を指定（以下「指定金融機関」という。）したうえで、予算の範囲内で最大0.7%の利子補給金を支給します。利子補給の支給期間は、指定金融機関が事業者へ最初に貸付けた日から起算して5年間です。</p> <p>なお、指定金融機関になりうる金融機関は、「銀行」、「信用金庫及び信用金庫連合会」、「労働金庫及び労働金庫連合会」、「信用協同組合及び信用協同組合連合会」、「農業協同組合及び農業協同組合連合会」、「漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会」、「農林中央金庫」、「株式会社商工組合中央金庫」、「株式会社日本政策投資銀行」となっています。</p>	<p>総合特別区域法第28条 総合特別区域法第56条</p>	検討を予定	<p>「生命保険会社は、生命保険契約により受け入れた保険料を長期に亘る企業貸付等により運用しており、その資金は全国各地において企業の設備投資等に広く活用されている。」とのことであり、総合特区の推進に資する事業を行う事業者にとって資金調達手段の多様化につながると考えられる一方、生命保険会社における融資はあくまで保険業務の健全かつ適切な運営のための運用の一手段であると考えられること等を勘案しながら、利子補給金を受けることのできる金融機関に追加するか否かを、関係省庁と協議の上、検討いたします。</p> <p>なお、本利子補給金は、今年度より対象とする融資月の追加や受給回数を勘案してメリハリをつけた配分とする等、運用の見直しをスタートしたところであり、その効果検証を来年度初頭に行った上で、本検討を実施する予定です。</p>

所管官庁	制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要（対応策）
経済産業省	<p>エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業費補助金交付要綱第2条第2項において、利子補給金の交付対象となる貸付を行う「金融機関」とは、(1)銀行 (2)信用金庫 (3)労働金庫 (4)信用協同組合 (5)農業協同組合 (6)漁業協同組合 (7)農林中央金庫 (8)株式会社商工組合中央金庫 (9)株式会社日本政策投資銀行と規定されており、生命保険会社は規定されていません。</p>	<p>エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業費補助金交付要綱（平成24年4月5日制定）第2条第2項</p>	その他	<p>エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業費補助金については、事業の実施に当たって地域金融機関等との連携を強化し、省エネに積極的に取り組む地域の中小・中堅企業等の省エネ投資を後押しすることとしています。</p> <p>それを踏まえ、既に依頼させていただいてます（一社）生命保険協会としての省エネルギー設備投資に係る融資実績、地方での融資状況、中小・中堅企業への融資状況及び融資勧誘方法等をご教示いただいた上で対応について検討をしたいと考えています。</p>
環境省	<p>グリーンファイナンス促進利子補給金は、平成25年度において終了しました。平成27年度において実施されている利子補給事業は以下の二つです。支給対象となっている金融機関は、銀行、信用金庫及び信用金庫連合会、労働金庫及び労働金庫連合会、信用協同組合及び信用協同組合連合会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行です。</p> <p>&lt;環境配慮型融資促進利子補給事業&gt; 金融機関が行う環境配慮型融資のうち、地球温暖化対策のための設備投資への融資について、融資を受けた年から3カ年以内にCO2排出を3%（又は5カ年以内に5%）以上削減することを条件として、年利1%を限度として利子補給を行います。</p> <p>&lt;環境リスク調査融資促進利子補給事業&gt; 金融機関が行う環境リスク調査融資のうち、一定の基準に合致する低炭素化プロジェクトへの融資について、CO2排出量の削減・抑制状況の金融機関によるモニタリングを条件として、年利1.5%を限度として利子補給を行います。</p>	<p>環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（第4条、第5条）、 特別会計に関する法律（第85条第3項第1号ホ）、 特別会計に関する法律施行令（第50条第7項第10号）</p>	検討を予定	<p>来年度において、環境格付融資や環境リスク調査融資のさらなる普及、定着に向けて、本事業の対象に生命保険会社を新たに加えることの要否等を検討していく予定です。</p>